

**エコロ共済 給付申請書**  
**《共同購入活動保障 1消費材の破損・盗難、3荷受け場所での消費材破損あとの始末》**  
 生活クラブ生活協同組合御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします

記入日	20 年 月 日		
組合員コード		ブロック名	
フリガナ		※班の組合員の方 班コード	
組合員名		連絡先電話番号	

## 1. 消費材の破損・盗難

事由発生日時	20 年 月 日 時頃	被害発生場所			
センター連絡日	月 日	「盗難」「破損」は原則3日以内（土日を跨ぐ場合はその翌日まで）			
保管状況、および 被害発生時状況	日 時頃発見（盗難の補償は、配達当日9時までに発見）*欠品情報に留意してください				
再発防止策					
被害品目 (他の用紙に記載可)	消費材名	数量	単価	税込金額	備考
			円	円	
			円	円	
			円	円	
	(集金明細または配達明細表添付)			計	円
※被害実額:100円~50,000円/年3回まで		※「集金明細表」または「配達明細表」要添付(コピーも可)			

## 2. 荷受け場所での消費材の破損あと始末

事由発生日時		荷受先組合員	
被害品目		組合員コード	
被害発生状況 (自然破損は対象外)		ケア金	300円
※年3回まで（荷受け先組合員、破損した組合員どちらもエコロ共済加入者に限る）			

■事務局記入欄			給付日	20 年 月 日
受付日	/	受付者	【審査不可理由】	
給付額	円	共済事務局		

## 【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロ共済の適切な運用をはかるために活用させていただきます。